

秋田市告示第214号

次の書類は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、秋田市長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年6月12日

秋田市長 沼谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の通知年度等  
別紙（省略）のとおり